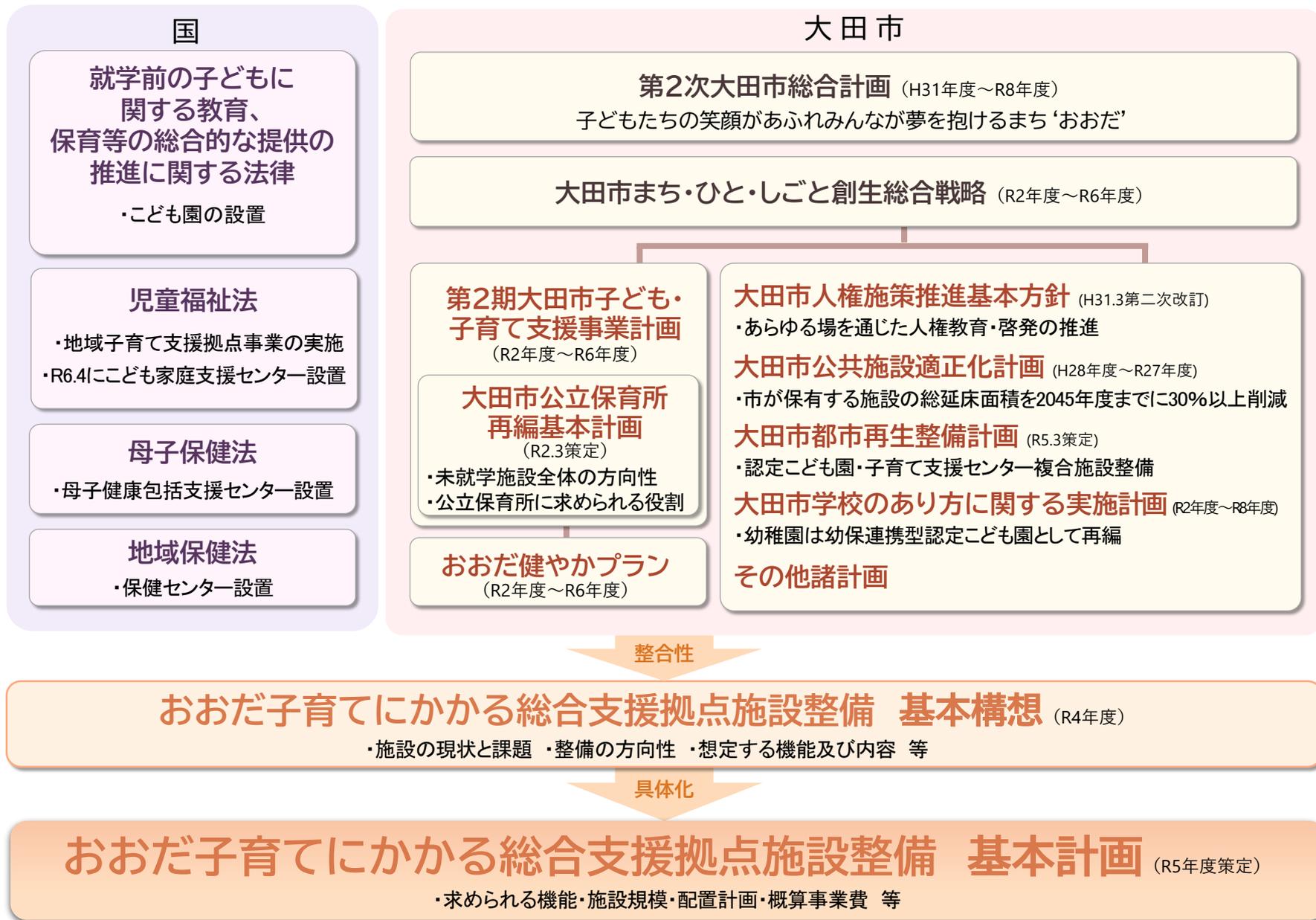


# おおだ子育てにかか る 総合支援拠点施設 検討状況

2024年1月25日時点

※12/1時点の検討状況に基づく内容のため、今後の検討により変更する可能性があります。

# 1. 上位・関連計画の整理



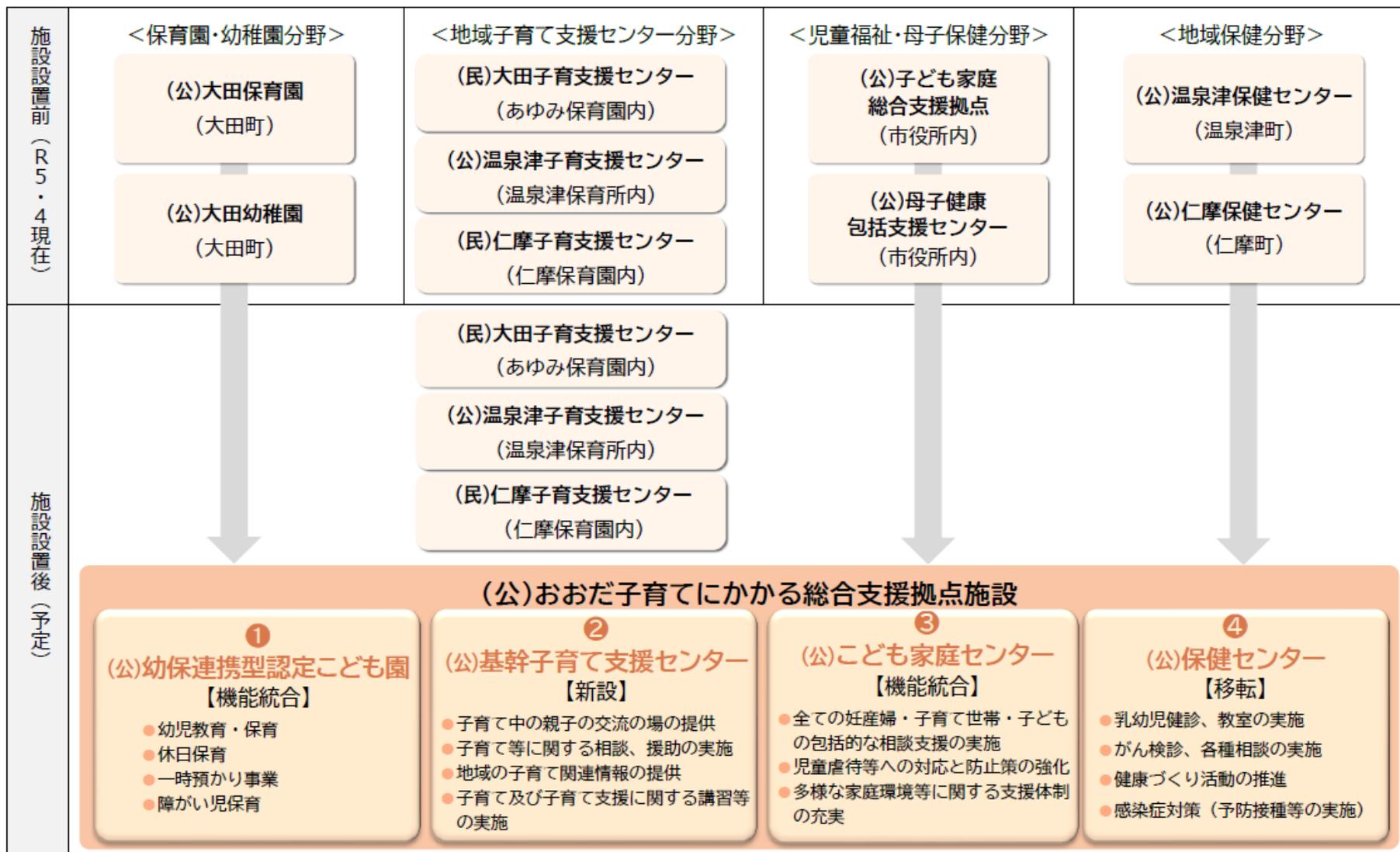
## 2. 既存施設の課題

大田保育園	<ul style="list-style-type: none"><li>・耐用年数を超過し、現在の耐震基準を満たしておらず(Is値0.35)、震度6強以上の地震で倒壊の恐れ</li><li>・園児77人(令和5年4月1日現在)、施設基準を満たす範囲で受入 ただし、ゆとりをもって保育ができる園児数は70人程度、スペースを工夫しながら保育を行っている</li><li>・駐車スペース6台程度、進入路は幅があるものの、傾斜があり、行違いが容易ではなく、登園時の混雑を緩和するため保育士が通用門で対応</li><li>・市内全域で児童数減少が見込まれており、定員の見直しが必要</li></ul>
大田幼稚園	<ul style="list-style-type: none"><li>・共働き世帯の割合が増加し、利用者数が減少</li><li>・未就学児の教育ニーズは一定程度存在していると見込まれるが、利用時間等がニーズに一致していない</li><li>・園への進入路が狭く、車両の行違いが困難</li><li>・子どもの減少等により、利用児童数が減少傾向にある</li><li>・既存建物を改築し、認定こども園として活用するには、多額の費用がかかる</li></ul>
子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者同士が交流できる場所が少なく、繋がりを作りにくい</li><li>・保育所内への設置では、小学生以上の保護者が相談しにくい 日祝に終日開設の支援センターがないため、仕事をしている保護者がいつでもアクセスできる状況になっていない</li><li>・平成30年度実施アンケートでも、「交流ができる場所・機会」、「相談支援」について望む意見が多い</li></ul>
子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもや、家庭に係る相談拠点としての位置付けだが、 現在の本庁舎内には、プライバシーに配慮した専用の相談室がなく、相談しやすい環境になっていない</li><li>・ソーシャルワーカー、心理担当支援員を配置できていない</li></ul>
母子健康包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・専用相談室が本庁舎1階奥にあり、執務室の間にある通路を抜ける必要があることから、気軽に相談しにくい</li><li>・保育所、幼稚園、子育て支援センターとの情報共有や対象者支援に時間がかかる</li></ul>
保健センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域保健事業を地域住民に提供する施設であるが、職員が常駐せず、大半が母子保健事業の会場としての活用に限られている</li><li>・仁摩保健センター利用者は、市街地居住者が多く、利用者の利便性から配置を検討する必要あり</li><li>・本庁舎等から仁摩町へのスタッフ移動距離・所要時間が負担となっている</li><li>・仁摩保健センターは設置20年経過、経年劣化・塩害での腐食でエアコン故障や、地盤沈下での床傾斜が発生</li></ul>

# おおだ子育てにかかると総合支援拠点施設（仮称）とは

各分野の施設と機能について（設置前後比較図）

(公)=公営、(民)=民営



# 3. おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設のあり方

## 基本理念

子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち  
“おおだ”をめざす拠点づくり

## 基本方針

### 1. 利用者の利便性が高く、交流・相談の場となる施設

- 複合化することで、各保育施設や保健センター等で個別に展開されていた事業の連携を促進し、相乗効果により利便性向上を図ります。
- 分散していた相談先を集約し、ワンストップで対応することで、利便性を高めます。
- 利用者同士が交流し、情報交換、情報共有が図られるスペースを確保します。
- 普段から利用しやすい施設とすることで、相談することのハードルを下げ、早期からの支援を可能とします。
- 子どもが再び訪れたいくなる遊戯室を整備し、子ども同士の交流を活性化します。

### 2. 安全・安心な施設

- 地震・水害などの災害に強い施設とします。
- 大規模災害時の他児童福祉施設等の利用者への支援についても検討します。
- 感染症対策を考慮した構造とします。

### 3. 人や環境にやさしい施設づくり

- ユニバーサルデザインによる、利用者が利用しやすい施設とします。
- ZEB化の検討も含め、SDGsの視点や環境に配慮した施設とします。

### 4. 行財政改革の実現に貢献する施設づくり

- DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、効率的な施設運営を行うことで、市民の負担軽減を図ります。
- 「大田市公共施設適正化計画」に示される公共施設の適正化に関する基本方針に基づき、財政負担の軽減や、子どもに関する施策について総合的かつ効率的に進めていくため、各機能の連動を図り、複合化施設として整備します。

### 5. 親しまれ、大田市らしさが感じられる施設

- 世界遺産、日本遺産、国立公園を持つまちとして、その自然文化、伝統を利用者に伝える工夫をします。

## 4. 求められる機能

### 幼保連携型認定こども園（認可定員50人程度）

#### (1) 幼児教育・保育



保育室（伊丹市 さくらだいこども園）



遊戯室（伊丹市 さくらだいこども園）

- **幼稚園(学校)と保育所(児童福祉施設)の両方の機能**：「幼保連携型認定こども園」として整備、0歳～小学校就学前の一貫した教育・保育を、園児発達の連続性を考慮して展開
- **家庭との連携を密にし、職員間で情報共有**：一人ひとりの状況に寄添い、生活リズムや流れをつくる

#### (2) 休日保育

- **就労等により、保育施設を利用中の保護者が子どもを休日に家庭保育できない場合**：保育需要に対応するために、休日保育を実施

### (3) 一時預かり事業

- 一時的に家庭保育が困難となる場合：育児疲れの解消や急病、冠婚葬祭などによる保育需要に対応するために、一時預かり事業を実施
- 休日に子どもの保育ができない場合：休日一時預かり事業も実施

### (4) 障がい児教育・保育

- 重度心身障がい児・発達障がい児などの支援：行政直営施設として、支援機関や他の行政機関と密接な連携・調整を行う。

機能と整備諸室の関係（幼保連携型認定こども園）

機 能	整備する諸室
(1) 幼児教育・保育	保育室、園庭、遊戯室、調理室他
(2) 休日保育	保育室、園庭、遊戯室他
(3) 一時預かり事業	保育室、園庭、遊戯室他
(4) 障がい児教育・保育	保育室、園庭、遊戯室他

# 基幹子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

## (1) 子育て中の親子の交流の場の提供

- **遊戯室**：遊具・玩具を使った遊び、砂・泥・水遊び、絵本読み聞かせ、リズム遊び、赤ちゃんのふれあい遊びの会、おはなし会、動植物とのふれあい遊び、製作遊び、季節の行事の会(七夕会、クリスマス会等)、祖父母交流、学生交流事業の実施可能な施設を整備
- **屋内への大型遊具等の設置**：遊戯室は、雨天時にも遊べる環境を確保できるよう検討



遊戯室  
(伊丹市 いたみいきいきプラザ)

## (2) 子育て等に関する相談、援助の実施

- **利用者一人一人にあった面談**：各種相談（〔**栄養相談**: 離乳食等、栄養全般に関する相談〕〔**育児相談**: 育児全般に関する相談、授乳相談、出産に関する相談〕〔**発達相談**: 育児や発達に関する相談〕）ができるプライバシー確保に配慮した相談室・会議室や、**実演指導も可能なキッチンルーム**を整備
- **身体測定ができる多目的ホール**：利用形態に応じてエリアの区分けが可能な計画とする

### (3) 地域の子育て関連情報の提供

- 遊びの指導や子育て相談、各種媒体による育児情報の発信ができる機能を確保

### (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- プレママ・プレパパセミナー、学生等対象の子育て教室：多目的ホールや相談室を活用して実施



大階段の  
遊び場  
(施設に入り  
やすい工夫)



子育て広場

(渋谷区 神南ネウボラ子育て支援センター)

### 機能と整備諸室の関係 (基幹子育て支援センター)

機能	整備する諸室
(1)子育て中の親子の交流の場の提供	遊戯室
(2)子育て等に関する相談、援助の実施	相談室、遊戯室、キッチンルーム
(3)地域の子育て関連情報の提供	相談室、遊戯室
(4)子育ておよび子育て支援に関する講習などの実施	相談室、遊戯室、多目的ホール

# こども家庭センター

## (1) 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援の実施

- **妊娠届出時より、出産・育児等の見通しを立てるための面談実施**：相談しやすい関係を築き、伴走型相談支援を実施
- **児童の発育発達・子育て等について専門職に相談**：妊産婦のメンタルヘルス等の健康状態、また児童の成長を確認しながら、授乳相談や乳幼児相談等を実施
- **支援が必要な親子に、親子と共にサポートプラン作成**：各関係機関と連携し支援を実施

## (2) 児童虐待等への対応と防止策の強化

- **児童虐待、女性相談、DV相談、子ども・若者に関する相談**：専門職が対応
- **児童相談所や教育・保健・医療・福祉関係機関と連携対応**：リスクがある家庭を把握した場合は、速やかに関係機関と連携して対応
- **相談しやすい関係を築く**：プライバシーに配慮しながら、児童・保護者との面接を行う
- **ケース会議を開催**：ケースについての情報・支援方針について共通認識を持ち、関係機関が連携して、より良い支援実施のため、会議を開催
- **児童虐待防止のため、継続的に研修会等を開催**：正しい知識の普及・相談窓口周知を図り、地域全体で子どもを守る取組みを実施

### (3) 多様な家庭環境等に関する支援体制の充実

- **児童虐待を未然防止**：児童虐待等の深刻状況に至る前から、幅広い家庭に対して妊産婦・児童の保健や福祉に関する支援を提供
- **民間団体を含むあらゆる関係機関と連携**：産婦の心身安定と、健やかな育児ができる支援を目的とした産後ケア事業をはじめ、多様な家庭環境等への支援体制の充実・強化を図る

#### 機能と整備諸室の関係（こども家庭センター）

機 能	整備する諸室
(1) 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援の実施	相談室、授乳室、会議室、多目的ホール
(2) 児童虐待等への対応と防止策の強化	相談室、会議室、多目的ホール
(3) 多様な家庭環境等に関する支援体制の充実	相談室、会議室、多目的ホール、シャワー室

# 保健センター

## (1) 乳幼児健診、教室の実施

- **乳幼児健診**：母子保健法に基づき、生後4か月児・1歳6か月児・3歳児に対し、疾病・異常の早期発見、発達促進のための指導、栄養指導、歯科保健指導、育児支援を目的に実施
- **子育てに関する教室等**：乳幼児とその保護者を対象に、子育てに関する必要な知識の普及と、子育て中の親子・地域の方との交流を図る
- **関係機関と連携**：重度心身障がいや、発達障がい等の支援が必要な児童・生徒を持つ保護者から相談があった場合に、適切な支援に繋げる

## (2) がん検診、各種相談の実施

- **がん検診**：健康増進法に基づく、がん検診（肺がん、子宮頸がん、乳がん、胃がん、大腸がん）また、生活習慣病等に関する健康教室や相談、個別指導、こころの不調を抱える方への相談・支援を関係機関と連携し実施

## (3) 健康づくり活動の推進

- **健康づくりに関する教室や、集い活動できる場**：住民が自らの健康や食生活について学び、健康づくりを行う仲間づくりができる場を提供

## (4) 感染症対策(予防接種等の実施)

- 感染症等の蔓延により、緊急的に予防接種が必要な場合：保健センターを会場に集団接種を行うため、換気システムを充実させる等感染症対策を整備



育児教室  
(大田市  
仁摩保健  
センター)



児童発達支援  
リハビリ室  
(上尾市  
AGECOCO)

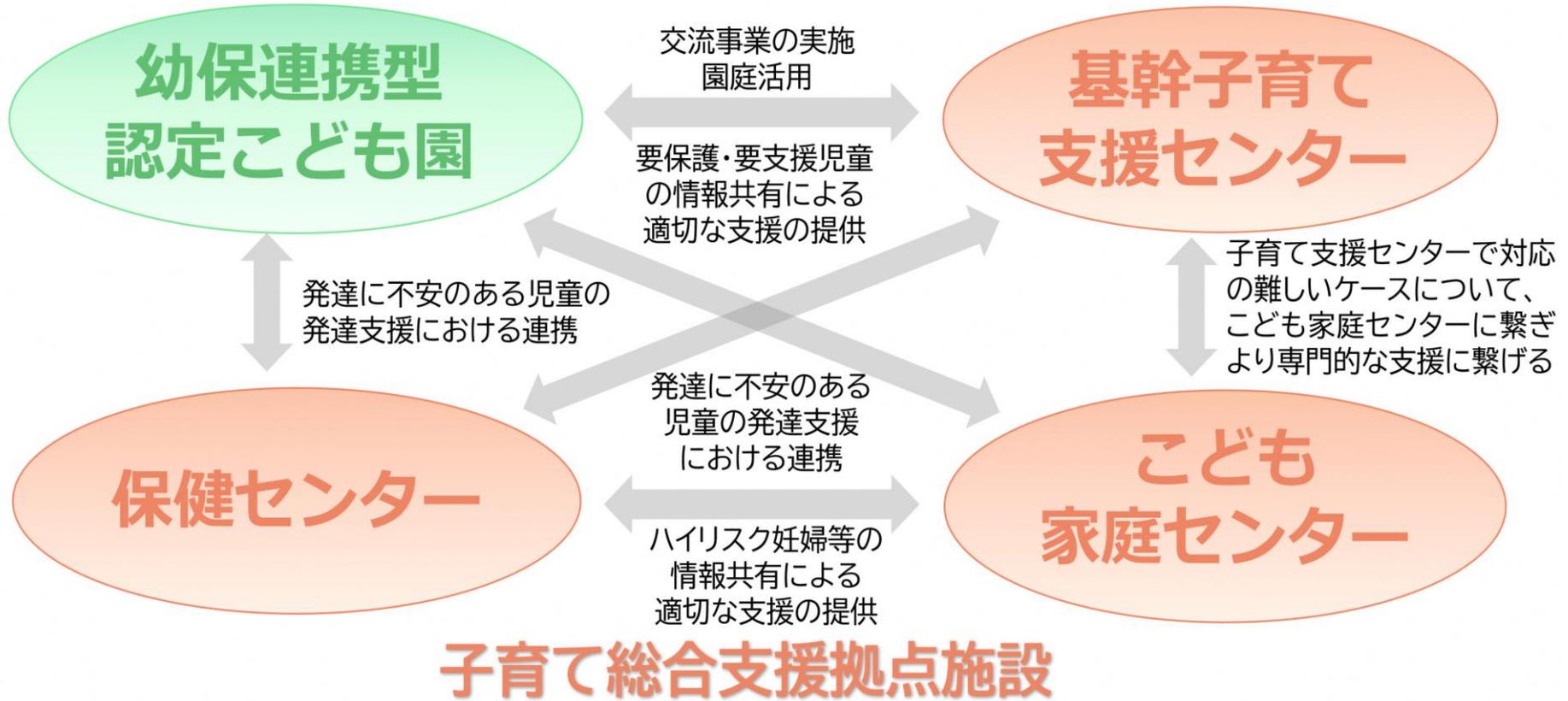
### 機能と整備諸室の関係 (保健センター)

機能	整備する諸室
(1)乳幼児健診、教室の実施	多目的ホール、診察室、歯科検診室、相談室 会議室、キッチンルーム、発達支援教室、大型遊具倉庫他
(2)がん検診、各種相談の実施	多目的ホール、相談室、会議室、発達支援教室他
(3)健康づくり活動の推進	多目的ホール、キッチンルーム、会議室
(4)感染症対策(予防接種等の実施)	多目的ホール、診察室、相談室、会議室

# 5. 整備する「おおだ子育てにかかると総合支援拠点施設」

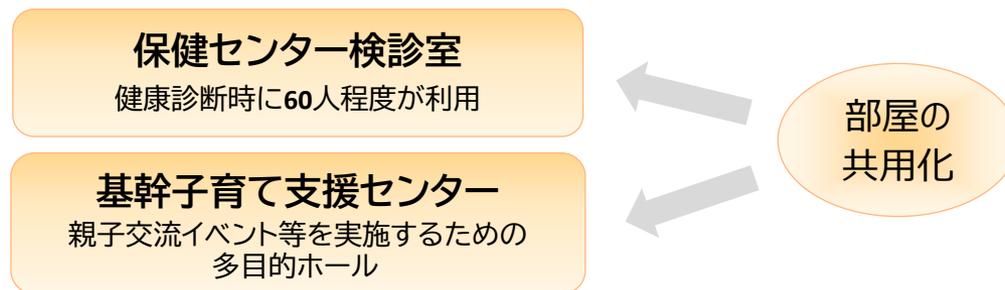
## 5.1 施設間の連携

### 幼保連携型認定こども園



施設間の連携のイメージ

- 複合化により、健康診断や交流イベント会場の共用等が図られ、また、施設内に配置する部署間の有機的な連携が図られることにより、利用者に対して、相談等の機能強化や待ち時間の短縮等、質の高いサービスを提供。
- 施設の役割や機能を勘案したうえで、施設整備にあたっては大きく下記の2つの区分に分けての施設整備を進めることとし、区分ごとの2棟建てとする。
  - ①当該施設への入園が決定した児童を対象としてサービスを提供する「幼保連携型認定こども園」。
  - ②利用者の交流や、相談支援の提供を目的として整備する基幹子育て支援センター、こども家庭センター、保健センターを複合化した「子育て総合支援拠点施設」。



施設の複合化による諸室の共用（イメージ）

## 5.2 施設運営の考え方

### ● 子ども・子育て世代に寄り添ったきめ細やかなサービスの提供

- ・利用者が気軽に訪れ、日常的な交流やイベント等への参加ができるよう、多様化する家族のあり方や取り巻く環境に配慮し、様々な利用形態に対応したサービスを提供。
- ・利用者が安心できる環境を提供し、悩みを相談する際にはプライバシーに配慮して、サービスを提供。

### ● 施設内外の接続及び各機関との連携

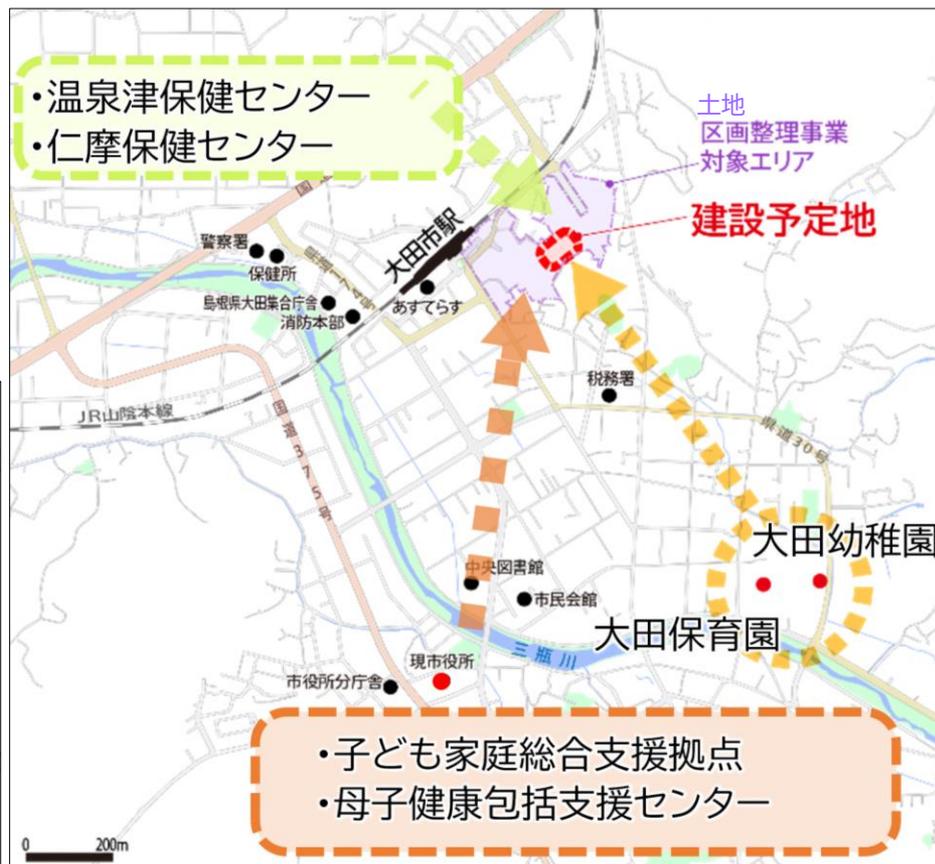
- ・それぞれの施設に整備する諸室が最大限活用され、有効に機能するような配置。
- ・利用者への利便性に配慮して、近接して整備される新庁舎との接続。
- ・事業の実施、管理運営にあたっては他機関と連携し、地域活性化やサービスの向上を図る。

### ● 利用者の利便性に配慮した管理運営

- ・本施設の開館時間、料金設定等については実施する事業等の検討を進める中で設定。

## 6. 建設予定地

本施設の建設予定地(土地区画整理事業対象エリア内)は、JR大田市駅前に位置し、計画中的新庁舎の建設予定地に隣接する敷地

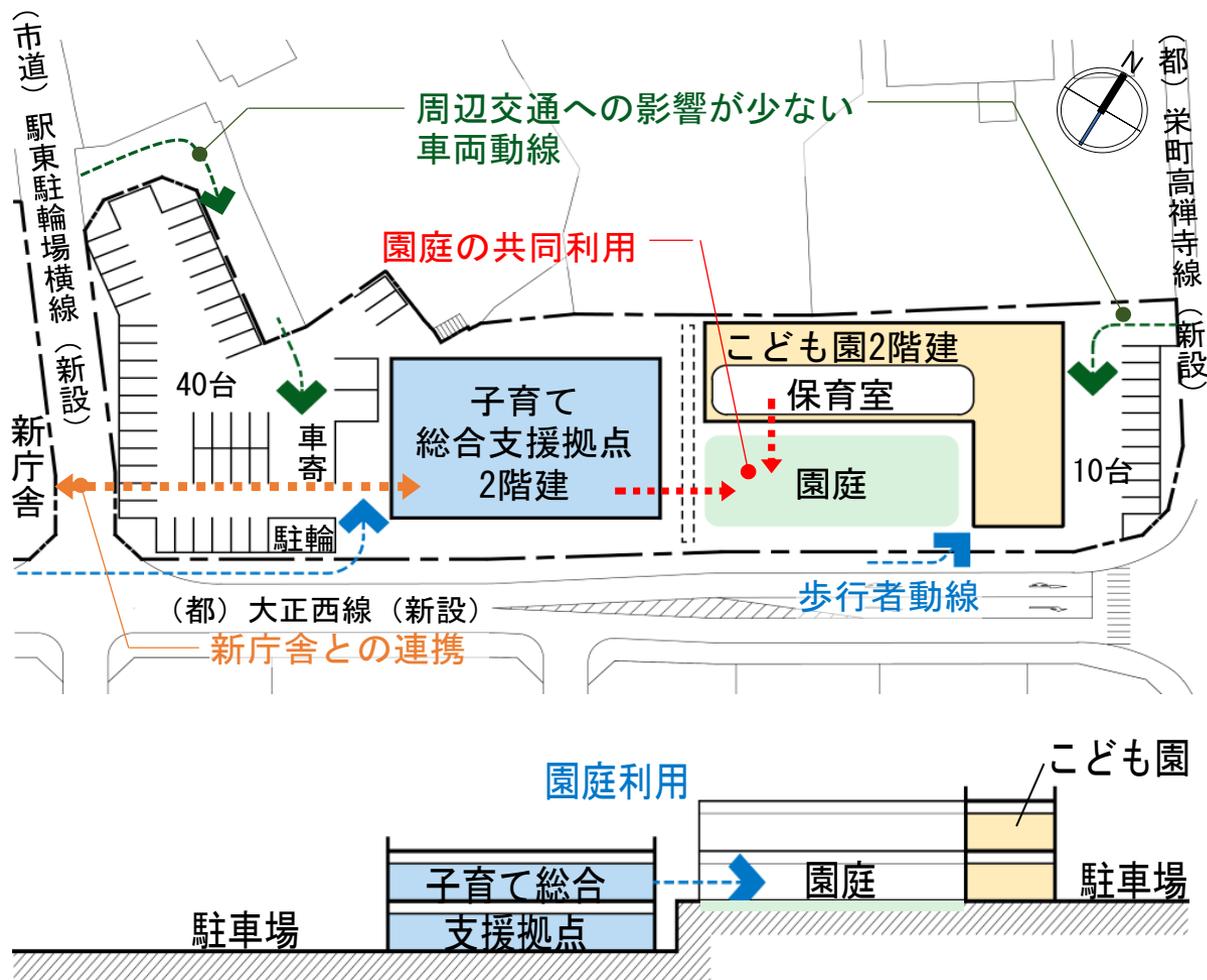


## 7. 施設全体の規模

- **3300m<sup>2</sup>程度**: 本施設(幼保連携型認定こども園、基幹子育て支援センター、こども家庭センター及び保健センター)の全体規模

## 8. 配置計画

- 新庁舎と連携しやすい施設配置計画
- 認定こども園および子育て総合支援拠点施設の双方から園庭を共同利用できる施設配置計画
- 歩行者の安全性に配慮した駐車場計画及び車両アクセス動線
- 建設予定地の地盤レベルの高低差を考慮したバリアフリー等動線の確保



## 9. 構造・設備計画

### 9.1 構造計画

- **耐震性**：子育て支援の拠点施設として、地震等災害時も機能維持し、児童受入れ等の支援継続できるように、国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく耐震安全性(構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類)を確保
- **構造種別**：主に木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造があり、強度・耐久性・耐用年数等にそれぞれの特徴がある空間自由度の確保や建設物価動向、環境負荷低減技術導入の費用対効果等を含め、最適な構造種別を設計段階で検討

### 9.2 設備計画

- **ZEB化を検討**：熱負荷低減・再生可能エネルギー活用・省エネルギーシステム導入の視点で、環境負荷の低減方針を検討  
設計段階で費用対効果や建築計画との整合等を勘案し、具体的な設備を決定
- **災害時対応**：ポータブル発電機等を接続できる計画とする

#### ZEB:net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)

ZEBは、「エネルギー収支をゼロ以下にする建物」という意味です。快適な室内環境を実現しながら、建物の断熱化、高气密化などにより消費するエネルギーを減らし(省エネ)、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで(創エネ)、エネルギー消費量を正味でゼロにします。新築だけでなく、既存建築物も改修によって、ZEB化することができます。

出典：経済産業省資源エネルギー庁 HP

## 10. 概算事業費

概算事業費については、直近の他自治体の事例等を参考としつつ、ZEB化のための設備やコロナ禍や社会情勢等を起因とした事業費の高騰を踏まえ、算定を行いました。国庫補助金や過疎対策事業債等を活用し、本市にとって有利な財源確保に努めます。なお、以下は基本計画時点における概算であり、今後の建設物価の動向等により変動する可能性があるため、設計段階において再度精査するものとします。

項目	金額（税込）
用地取得費	約 1.5 億円
設計・工事監理費	約 1.0 億円
建設工事費	約 23.3 ～ 24.0 億円
外構工事費	約 1.0 億円
その他（什器・備品費、引越費、遊具費、地盤調査費）	約 2.5 億円
合計	約 29.3～30.0 億円

# 11. 事業手法の検討

## 11.1 想定される事業手法

設計・施工分離発注方式	公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設、維持管理について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者に個別に発注等を行う手法。
DB方式 (Design Build)	公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設を包括的に民間事業者に委託する手法。維持管理は、従来手法と同じく個別に発注等を行う。
DBO方式 (Design Build Operate)	公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で民間事業者に性能発注する手法。
PFI方式 (Private Finance Initiative)	民間事業者が自ら資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で性能発注により行う手法。
リース方式	民間事業者が施設を建設し、公共施設部分を市が民間事業者から賃貸借契約等により施設を借り受け、使用する手法。

## 11.2 事業の特性 (子育て総合支援拠点施設)

① 事業規模	<ul style="list-style-type: none"><li>施設規模: 2階建て約1600㎡の建物2棟を想定</li><li>本事業の概算事業費: 約30億円を想定</li></ul>
② 財源	<ul style="list-style-type: none"><li>国庫補助金の対象となる事業</li><li>市の一般財源で支出する部分については、財政負担軽減のため、償還に対して地方交付税措置のある地方債も活用できる</li></ul>
③ 設計段階等における専門的知見や社会情勢の反映	<ul style="list-style-type: none"><li>保育教諭・保健師等の専門職から収集した意見を反映し、福祉行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、ニーズに沿ったサービスの提供が行える環境整備が重要</li></ul>
④ 施設運営	<ul style="list-style-type: none"><li>子育てに関する公的サービス提供を目的として整備するもので、市の直営を想定</li></ul>

## 11.3 事業手法の選定

前記の事業の特性を踏まえ、想定される事業手法の検討を行った。

- 当市に有利な国庫補助金や地方債が活用でき、一般財源の支出を抑えることにつながる
- 設計、施工の各発注段階において、本市の意向や社会情勢を反映しやすい
- 備える機能が決まっており、設計段階等における民間ノウハウの活用範囲は限定される
- 事業規模、整備内容から地元企業での施工が可能であり、従来の手続きで参加できる



以上のことから、『**設計・施工分離発注方式**』を基本として実施

## 12. 事業スケジュール

- **令和10年度の供用開始を目指す**：今後の詳細検討によって変更する可能性あり

